

計量法関係手数料 新旧対照表

計量法関係手数料 【指定・登録関係】	改正前 (円)	改正後 (R8.4.1施行) (円)
1. 法第 17 条第 1 項の指定を受けようとする者（特殊容器の指定）	162, 600	162, 600
2. 法第 9 1 条第 2 項の検査を受けようとする者（指定製造事業者の検査）	426, 300	426, 300
3. 計量証明（法第 19 条第 1 項第 1 号の計量証明をいう。以下同じ。）の事業の登録を受けようとする者	53, 800	53, 800
4. 計量証明の事業の登録証の訂正又は再交付を受けようとする者	1, 750	1, 750
5. 計量証明の事業の登録簿の謄本の交付を請求しようとする者	760	760
6. 計量証明の事業の登録簿の閲覧を請求しようとする者	370	370
7. 適正計量管理事業所の指定を受けようとする者	2, 550	2, 550
8. 法第 127 条第 3 項の検査を受けようとする者（適正計量管理事業所の検査）	7, 400	7, 400